



岩木川漁業協同組合内共第14号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、岩木川漁業協同組合が免許を受けた内共第14号第5種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい、かじか及びかわやつめをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項のほか、竿釣・かぎかけ及びたも網による遊漁の場合には口頭で申請できるものとする。
- 3 組合は第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
たも網	網口径 最長部1メートル以下

(遊漁の方法、区域及び期間)

第4条 次の表の魚種、漁具・漁法及び期間で遊漁しなければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	竿釣	7月1日～12月31日
こい ふな うぐい	竿釣	1月1日～12月31日
いわな やまめ	竿釣 (まき餌釣を除く)	4月1日～9月30日
かじか	たも網 竿釣 (まき餌釣を除く)	1月1日～12月31日
かわやつめ	たも網 かぎかけ	10月1日～5月31日



(禁止区域)

第5条 次の区間で水産動物の採捕をしてはならない。

- (1) 弘前市大字国吉字高野地内吉井酒造発電堰堤の上流端から、上流100m・下流200mまでの区域。
- (2) 弘前市大字如来瀬地内統合頭首工の上流端から、上流 50m・下流200mまでの区域。
- (3) 弘前市大字樋の口地内弘前市水道ラバー堰堤上流100m・下流50mまでの区域。
- (4) 北津軽郡中泊町大字芦野地内頭首工の上流端から、上流200m・下流500mまでの区域。
- (5) 清瀬橋下流から安東橋下流100mの区域は、9月15日から10月31日までの間は水産動物を採捕してはならない。
- (6) 中津軽郡西目屋村大字川原平字鬼川辺国有林地内治山ダムの上流端から上流の岩木川流域。
- (7) 中津軽郡西目屋村大字川原平字川原沢国有林地内砂防ダムの上流端から上流の岩木川流域。

2 弘前市大字如来瀬地内統合頭首工下流端から岩木橋上流端までの区域において、カワヤツメを採捕してはならない。

(全長制限)

第6条 この表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさ以下のものは、これを採捕してはならない。

魚 種	大きさ
やまめ いわな	15cm
こい	20cm
ふな あゆ うぐい	7cm
かわやつめ	30cm
かじか	4cm



(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学児、小中学校生徒又は肢体不自由者はすべて無料とする。当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときは、500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	一日 1,000円
		一年 6,000円
こい ふな うぐい	竿釣	一日 1,000円
		一年 4,000円
いわな やまめ	竿釣 (まき餌釣を除く)	一日 1,000円
		一年 4,000円
かじか	竿釣 (まき餌釣を除く)	一日 1,000円
		一年 4,000円
かわやつめ	たも網 かぎかけ	一日 1,000円
		一年 4,000円



2 遊漁料の納付は次の掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣及びたも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

遊漁料の納付場所

弘前市大字田園一丁目2-7 岩木川漁業協同組合
弘前市内釣具店 その他組合が指定する販売店

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面四行協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ・やまめ・いわな・にじます・ひめます（葛沼のみ）・うぐい・こい・ふな・うなぎ	手釣 竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ・いわな・にじます・ひめます（葛沼のみ）・うぐい・こい・ふな・うなぎ	手釣 竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

十和田市元町東四丁目1-15 青森県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の共通遊漁承認証は、別記様式第3号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の確認しやすい所に、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は遊漁に際しては、日の出から日没まで遊漁できるものとする。

5 ブラックバス及びブルーギルを採捕した場合は、再放流してはならない。

6 富士見橋上流から統合頭首工下流200mまでは友釣専用区とする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。





遊 漁 承 認 証

表

裏

No.

遊 漁 承 認 証
下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住所) (氏名) (電話) (年令)
-------	---------------------------

承認期間
魚 種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料
発行年月日

岩木川漁業協同組合

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の確認しやすい所に、これを掲示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底を攪拌してはならない。
- 5 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 6 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

監 視 員 証

表

裏

No.

監 視 員 証
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

(住所) (氏名) (電話)	(年令)
----------------------	------

有効期間

発行年月日

注 意 事 項

- 1 漁場監視員は、遊漁規則の励行に関して必要な指示を行う事がある。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- 3 組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶する事がある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。



<表>

(全魚種券)

西暦(平成) 年 月 日 交付年月日 No. _____
 平成 年 月 日

県内共通遊漁承認証

氏名 _____ 年令 _____ 歳

住所 _____

全魚種 ●有効期間 平成 年 1月1日～12月31日
 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円

青森県内水面漁業協同組合連合会
 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印
 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568



(溪流魚券)

西暦(平成) 年 月 日 交付年月日 No. _____
 平成 年 月 日

県内共通遊漁承認証

氏名 _____ 年令 _____ 歳

住所 _____

溪流魚 ●有効期間 平成 年 1月1日～12月31日
 ●魚種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円

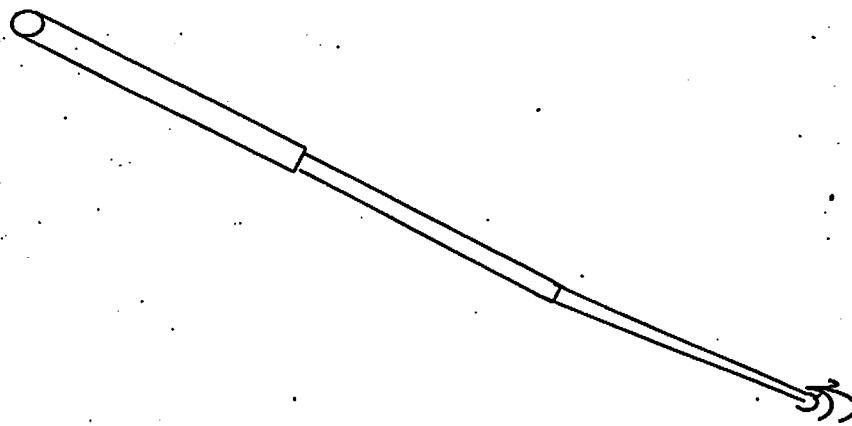
青森県内水面漁業協同組合連合会
 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印
 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

	全魚種券	溪流魚券
魚種	全魚種	溪流魚
遊漁料	15,000円	8,000円
有効期間	1月1日から12月31日まで(但し、この期間中に青森県内水面漁業協同組合の協会の定める期間)	
遊漁区域	青森県内の川、池、湖、大森川(旧大森川)、奥羽山系(三戸川、十和田川、十和田川)の各水系内を、また、その各水系の支線(支川、支流、分岐川)等を含む。	
漁具・漁法	手釣(竿釣)	

本承認証は、第三者に譲渡、貸与、売却、没収、引渡、譲渡、贈与、遺贈、相続、承継、その他一切の権利を主張できません。また、他人に貸与、譲渡、遺贈、承継、その他一切の権利を主張できません。

かぎかけ用漁具



竿の長さが約1m
 竿先にかぎ形の針をつけ
 刺して取る